

妙高市監査委員告示第 3 号

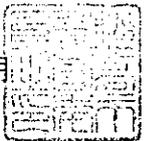
妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

令和元年6月28日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫



妙高市監査委員 関 根 正 明



- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)
- 2 監査の対象 特定非営利活動法人いきいき・長沢、農林課
(施設：長沢茶屋)
- 3 監査の範囲 平成29年度 公の施設の指定管理に関する事務
- 4 監査の実施期間 平成31年3月1日 ～ 令和元年6月27日
- 5 監査の着眼点 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程
 - (1) 書類審査 平成31年3月25日～平成31年4月25日
 - (2) 事情聴取 令和元年5月30日

8 監査の結果

監査の結果、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

■指定管理の概要は次のとおりである。

① 指定管理者として指定する期間は平成28年4月1日から平成32年3月31日までである。

② 利用料金は指定管理者の収入とする。

③ 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。

- ・施設の利用及びその制限等に関する業務
- ・施設の利用料金の徴収等に関する業務
- ・施設の管理運営に関する業務
- ・施設及び附属設備の維持管理に関する業務

④ 施設の概要は次のとおりである。

名 称 妙高市地域活性化施設 長沢茶屋

所 在 地 妙高市大字長沢1355番地1

施設概要 建物1棟（鉄骨造2階建て）：食堂、厨房、集会室、小会議室、機能回復室、浴室